

第5章 舞鶴市社会福祉協議会 地域福祉活動計画の推進にあたって

1. 本計画を推進するにあたり、「住民主体の地域福祉活動」を、社協構成団体をはじめとする機関・団体の協力を得て、市民一人ひとりに計画の基本理念、事業内容を理解いただくために、様々な機会や方法で、広く周知をしていきます。
2. 計画策定のため実施した市民の方々のアンケートによる貴重なご意見を、今後とも、本計画の「実施計画」の中に活かすとともに、「事業項目や事業推進の視点」にも反映させていきます。
3. 本計画全般については、社協の理事会、評議員会においても十分な論議を行った上で、関係機関・団体と今まで以上に密接な連携を図りつつ遂行していきます。
4. 計画を遂行していく中で、進ちよく状況を確認するとともに、地域へ出向き、住民の課題やニーズ把握に努め、実施事業の成果や課題をしっかりと分析し、その都度、課題解決やニーズにあった事業を展開していきます。
5. 社会情勢がめまぐるしく変化する中、国、府、市行政の動向も見据えつつ、社協に求められる福祉課題の解決のための活動・事業を常に見極めながら柔軟に計画を推進していきます。

